

テーマ：トリガー条項発動の効果

2014年8月12日(火)

～家計0.9兆、企業1.0兆の減税効果により世帯当たり年▲1.6万円の負担減～

第一生命経済研究所 経済調査部

主席エコノミスト 永濱 利廣 (03-5221-4531)

(要旨)

- トリガー条項の発動は、ガソリンに課せられる揮発油税や地方揮発油税以外にも、軽油引取税の引き下げを通じて家計や企業の税負担軽減となる。
- 仮にトリガー条項が1年間発動された場合、これらの減税効果を通じて年間の家計と企業の税負担をそれぞれ▲0.9兆円、▲1.0兆円程度軽減する。世帯あたりに換算すれば、平均的な負担減は▲1.6万円に達する。特に北陸や東北、東海、中国地方では平均的な自動車関連支出が高いことから負担減は▲2万円前後になる。
- トリガー条項発動に伴う実質GDP押し上げ効果は、3年間継続すれば、1年目に+0.8兆円、2年目に+1.9兆円、3年目に+2.7兆円程度となる(ケース1)。しかし、2年間の継続にとどまれば、3年目は+1.9兆円程度の押し上げにとどまる(ケース2)。なお、より現実的に発動期間が1年にとどまった場合、2年目に+1.2兆円、3年目に+0.7兆円の押し上げ効果となる(ケース3)。
- トリガー条項の発動は平成26年度予算を基にすれば、国と地方で年間▲2.2兆円の税収を減少させる。しかし(ケース1)では自然増収効果もあり、財政赤字は1年目▲2.1兆円、2年目▲1.9兆円、3年目▲1.8兆円の拡大にとどまる。一方(ケース2)では発動期間が2年にとどまるため、財政赤字は3年目に+0.3兆円縮小する。なお、より現実的な(ケース3)では2年目+0.2兆円、3年目+0.1兆円の財政赤字縮小要因となる。
- トリガー条項の発動は、短期的な地方経済活性化策として検討に値する効果がある。公共事業の地方経済活性化効果が人手不足等により減退していることも勘案すれば、他の歳出入策とのセットで効果等含めて検討すべきである。例えば、多くの問題を抱える軽減税率の導入を考えるのであれば、アベノミクスに伴う自然増収分を一部使ってトリガー条項を一時的に発動することも検討に値する。

●はじめに

ガソリン価格が一定以上の水準で上昇した場合に自動的に税率を下げる「トリガー条項」は、東日本大震災の復興財源の確保に支障をきたすとして発動は凍結されている。

そもそもトリガー条項とは、総務省が発表する小売物価統計調査において、ガソリンの平均価格が3か月連続で160円/ℓを超えた場合、揮発油税の上乗せ税率分である25.1円の課税を停止するというものである。そして、停止後に3か月連続でガソリンの平均価格が130円/ℓを下回った場合に、課税停止が解除される仕組みになっている。

導入の背景には、2009年の衆院選で民主党が政権公約の一つにガソリン税等の暫定税率廃止を掲げたことがある。その後、政権与党となった民主党は、財源不足から暫定税率廃止を見送らざるを得な

くなり、その代わりに燃料価格高騰対策として 2010 年に「所得税法等の一部を改正する法律」を成立させ、トリガー条項が盛り込まれた。

しかし、2010 年に発生した東日本大震災を受けて、適用されると復興財源となる税収を大幅に減らし、被災地でのガソリン不足を引き起こす可能性があるとして、トリガー条項は 2011 年 4 月 27 日から凍結されている。

ただ、アベノミクスの効果が地方や中小企業にまで十分波及する前に、消費増税に加えガソリン価格の高騰が続けば、日本経済の足を引っ張りかねず、このまま価格高騰が続けば、発動を求める声がさらに高まる可能性がある。そこで本稿では、トリガー条項の発動がマクロ経済に及ぼす影響について定量的に分析する。

● トリガー条項 1 年発動は 1.8 兆円の減税効果

トリガー条項は、レギュラーガソリン価格が 160 円/ℓ を 3 ヶ月連続で超えると発動される。そして、ガソリン税の上乗せ分 25.1 円の課税を停止し、3 ヶ月連続で 130 円を下回るまで解除されない仕組みである。現在は、東日本大震災の復興財源の確保に支障をきたすとして発動は凍結されているが、仮に凍結されていなければ、今年 7 月からはトリガー条項が発動される状況にまでガソリン価格は上昇している。

仮にトリガー条項が発動されれば、様々な税目を通じて税収に影響を及ぼす。資料 1 は、平成 26 年度予算をもとにトリガー条項が年間を通じて発動された場合の影響を示したものである。

まずトリガー条項の発動は、ガソリンに課せられる揮発油税と地方揮発油税をそれぞれ 24.3 円/ℓ、0.8 円/ℓ 引き下げる。そして、トータル 25.1 円/ℓ のガソリン値下げを通じて、国税を約 1.3 兆円、地方税を 400 億円程度それぞれ減らすことになる。またトリガー条項の発動は、軽油引取税の 17.1 円/ℓ 引き下げを通じて地方税を 0.5 兆円程度抑える。

以上より、トリガー条項が 1 年間発動されれば、平成 26 年度予算を基にすれば、国・地方分を合計して 1.8 兆円以上の減税効果があることになる。

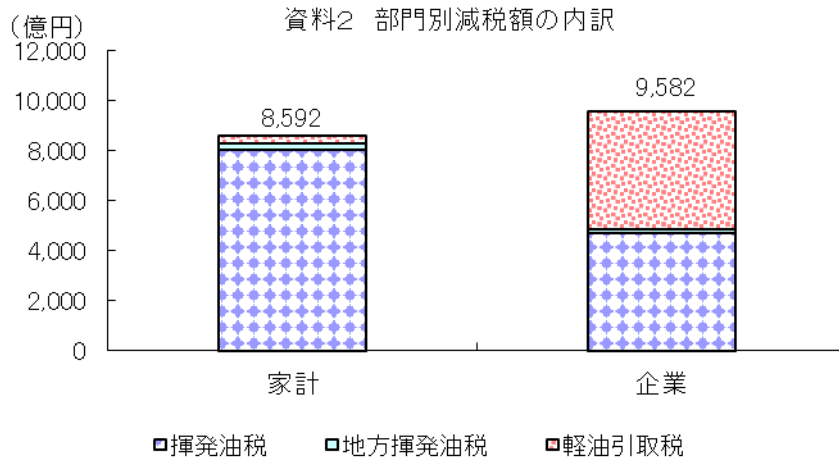
資料1 トリガー条項年間発動による影響
(平成26年度予算当初ベース) 単位:億円

税目	発動前	発動後	減税額
揮発油税	25,450	12,725	-12,725
国分小計			-12,725
地方揮発油税	2,724	2,305	-419
軽油引取税	9,442	4,412	-5,030
地方分小計			-5,448
国+地方合計			-18,174

(出所)財務省資料より試算

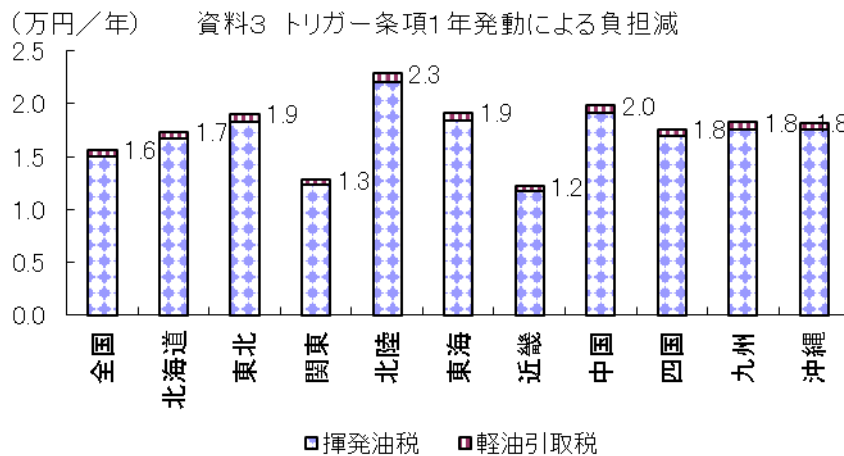
●一世帯当たり平均 1.6 万円の負担減

続いて、トリガー条項発動の影響のうち、各部門別の収支に及ぼす影響について検証する。トリガー条項発動に伴う政府の税収減は、家計や企業の税負担を軽減することにより、公的部門から民間部門への所得移転を意味する。そこで、先に試算した各税目の影響額とガソリンや軽油の部門別需要比率等を用いて企業と家計の減税規模を推計すると、家計はトリガー条項の発動によって平成 26 年度当初予算を基にすれば 0.9 兆円弱の減税となる一方、企業は約 1.0 兆円弱の減税規模となる。



(出所) 財務省、総務省、経済産業省資料より試算

この結果に、地域別のガソリン消費額や世帯数、自動車保有比率等を用いて一世帯当たりの負担減額を試算すると、年間減税額は全国平均で1.6万円となることがわかる。特に、地域別では北陸、東北、東海、中国といったガソリンの支出が高い地域では減税額が大きく、ガソリンの支出額が低い関東、近畿の大都市圏では減税額が小さいといった特徴がみられる(資料3)。このように、地域の違いによって一世帯当たりの負担減少額が1.1万円も変わってくることになる。



(出所) 総務省、財務省資料等より試算

● 発動期間の違いで異なる影響

以下では、これまでの結果をもとに、トリガー条項発動がマクロ経済に及ぼす影響を試算した。具体的には、トリガー条項発動が実質GDPに与える影響を、3年間発動する(ケース1)、2年間発動する(ケース2)、1年間発動する(ケース3)、についてそれぞれ先行き3年間の影響を試算した(資料4)。

まず(ケース1)についてみると、1年目には実質GDPを+0.6兆円程度押し上げる効果を持つ。すなわち、トリガー条項を発動すれば、初年度は+0.1%程度の実質GDP押し上げが期待できることになる。更に2年目には実質GDPが+1.6兆円、そして3年目には企業の減税効果が拡大するこ

とにより実質GDPは+2.2兆円程度押し上げられることになる。こうした乗数効果も加味すれば、民間部門の減税効果は3年目の実質GDPを+0.4%程度押し上げる効果を持つ。

しかし、2年間でトリガー条項の発動が終わる（ケース2）について見ると、2年目までは（ケース1）と同等の効果が得られるものの、3年目には家計と企業の負担増の顕在化で、実質GDPへの影響は+0.3%（+1.6兆円）程度の押し上げ効果にとどまる。

そして、トリガー条項の発動が1年間にとどまる（ケース3）の影響を試算すると、2年目には家計と企業の負担増の顕在化により実質GDPは+0.2%（+1.0兆円）程度の押し上げ効果にとどまる。そして3年目には負の乗数効果の顕在化で、その効果は+0.1%（0.6兆円）程度にまで縮小することになる。

以上より、トリガー条項発動がマクロ経済に及ぼす影響を見るには、民間部門の減税効果の一方で発動期間がどれだけ続くかが重要といえる。

資料4 トリガー条項発動が実質GDPに及ぼす影響
ケース1(3年間発動)

	実質GDP		消費 %	住宅 %	設備 %
	10億円	%			
1年目	619	0.1	0.1	0.2	0.4
2年目	1,596	0.3	0.3	0.6	1.4
3年目	2,243	0.4	0.3	0.7	2.2

ケース2(2年間発動)

	実質GDP		消費 %	住宅 %	設備 %
	10億円	%			
1年目	619	0.1	0.1	0.2	0.4
2年目	1,596	0.3	0.3	0.6	1.4
3年目	1,624	0.3	0.2	0.4	1.8

ケース3(1年間発動)

	実質GDP		消費 %	住宅 %	設備 %
	10億円	%			
1年目	619	0.1	0.1	0.2	0.4
2年目	977	0.2	0.1	0.4	1.0
3年目	647	0.1	0.1	0.1	0.8

(出所)内閣府、財務省資料等より第一生命経済研究所試算

●経済活性化とトレードオフの関係にある財政収支悪化

一方、トリガー条項発動の効果は財政収支の動向と切り離して評価することはできない。そこで続いては、民間需要動向に左右される一般政府の消費税、所得税、法人税について、近年の家計支出や雇用者報酬、法人企業経常利益との関係を用い、トリガー条項発動に伴う民間需要の変動により事後的な財政収支に及ぼす影響を試算した（資料5）。

まず（ケース1）の前提をもとに得られた結果によれば、トリガー条項発動に伴う民間需要拡大効果は、家計や法人の所得税、消費税の自然増収をもたらすことから、1年目▲1.7兆円、2年目▲1.5兆円、3年目▲1.4兆円の財政赤字拡大要因となる。しかし、（ケース2）では発動期間は2年にと

どまる。このため、財政収支への影響は3年目に+0.3兆円となり、財政赤字をやや改善させることになる。そして（ケース3）では、2年目以降はそれぞれ+0.2兆円、+0.1兆円の財政赤字改善要因となる。

すなわち、トリガー条項の発動は財政赤字の拡大要因となるが、民間部門からの自然増収の効果で直接的な税収減少額ほどは財政赤字を悪化させないことになる。

資料5 トリガー条項発動が財政収支に及ぼす影響
ケース1(3年間発動)

年度	財政収支		歳入		
	10億円	名目 GDP比	消費税 10億円	所得税 10億円	法人税 10億円
		%			
1年目	-1,721	-0.4	18	3	76
2年目	-1,547	-0.3	38	16	218
3年目	-1,426	-0.3	49	37	306

ケース2(2年間発動)

年度	財政収支		歳入		
	10億円	名目 GDP比	消費税 10億円	所得税 10億円	法人税 10億円
		%			
1年目	-1,721	-0.4	18	3	76
2年目	-1,547	-0.3	38	16	218
3年目	295	0.1	31	35	230

ケース3(1年間発動)

年度	財政収支		歳入		
	10億円	名目 GDP比	消費税 10億円	所得税 10億円	法人税 10億円
		%			
1年目	-1,721	-0.4	18	3	76
2年目	174	0.0	20	13	142
3年目	121	0.0	11	22	88

(出所)内閣府、財務省資料などより第一生命経済研究所試算

●求められる他の歳出入も含めた視点

以上見てきたとおり、トリガー条項の発動は短期的な地方経済活性化策として検討に値する効果がある。特に、これまで地方経済活性化に効果的とされてきた公共事業が人手不足等により効果が小さくなっていることも勘案すれば、来年10月の消費税率引き上げに向けて実施される可能性のある景気対策の項目としてトリガー条項の一時的発動を組み入れることも検討に値する。

いずれにしても、トリガー条項の発動が東日本大震災の復興財源の確保に支障をきたすために凍結されていることを勘案すれば、トリガー条項の発動を国民に十分に納得させるには、財源を含めた議論が不可欠と言える。従って、政府は復興財源を人質にトリガー条項の凍結を固持するのではなく、他の歳出入策とのセットで効果等を含めて議論し、国民に審判を問うべきであろう。例えば、多くの問題を抱える軽減税率の導入を考えるのであれば、アベノミクスに伴う自然増収分を一部使ってトリガー条項を一時的に発動することも検討に値する。